

北海道社会福祉審議会の調査審議事項について

1 趣旨

平成28年5月13日成立の第6次地方分権一括法により、社会福祉審議会の審議事項として除かれていた「精神障害者福祉に関する事項」が、条例の定めにより調査審議できるよう、社会福祉法が改正された。

これを受け、7月27日開催の道社会福祉審議会における審議後、道議会第3回定例会において条例改正案を提案、10月18日付けで条例が公布・施行された。

<社会福祉法改正の概要>

	条例の定めにより調査審議可能となる事項
法改正前	<u>児童福祉</u> に関する事項
法改正後	<u>児童福祉</u> 及び <u>精神障害者福祉</u> に関する事項

※ 社会福祉法一部改正の新旧対照表は2ページの1を参照。

2 条例の改正理由

- 「障害者」の定義は、障害者基本法等で身体障害、知的障害又は精神障害としており、社会福祉全般の審議を行う社会福祉審議会でも「精神障害者福祉」も審議することは、関係法令・施策とも整合が図られる。
- 道の組織では、精神障害者の福祉も含め、3障害を一元的に所管する体制としており、施策の審議においても、他の障害者施策と一体的に検討できるメリットがある。

※ 北海道社会福祉審議会条例一部改正の新旧対照表は2ページの2を参照。

3 調査審議事項の棲み分け

道社会福祉審議会の運営規程に、「精神障害者福祉に関する事項の調査審議」の条項を新設し、道社会福祉審議会と精神保健福祉審議会での調査審議事項の棲み分けを明示した。

※ 道社会福祉審議会運営規程一部改正の新旧対照表は2ページの3を参照。

1 社会福祉法一部改正の新旧対照表

新	旧
<p>(地方社会福祉審議会)</p> <p>第7条 社会福祉に関する事項(児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く)を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。</p> <p>(地方社会福祉審議会に関する特例)</p> <p>第12条 第7条第1項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができる。</p>	<p>(地方社会福祉審議会)</p> <p>第7条 社会福祉に関する事項(児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く)を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。</p> <p>(地方社会福祉審議会に関する特例)</p> <p>第12条 第7条第1項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させることができる。</p>

2 道社会福祉審議会条例一部改正の新旧対照表

新	旧
<p>(調査審議事項の特例)</p> <p>第7条 審議会は、社会福祉法第12条第1項の規定により、児童福祉に関する事項を調査審議するものとする。</p> <p>2 審議会は、社会福祉法第12条第1項の規定により、精神障害者福祉に関する事項を調査審議することができるものとする。</p>	<p>(調査審議事項の特例)</p> <p>第7条 審議会は、社会福祉法第12条第1項の規定により、児童福祉に関する事項を調査審議するものとする。</p> <p><新設></p>

3 道社会福祉審議会運営規程一部改正の新旧対照表

新	旧
<p>(精神障害者福祉に関する事項の調査審議)</p> <p>第6条 審議会は、精神障害者福祉に関する事項を調査審議できるものとする。ただし、この場合にあつては、北海道精神保健福祉審議会において調査審議される技術的及び専門的な事項以外の事項を調査審議するものとする。</p>	<p><新設></p>